

埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札（事後審査型）公告

埼玉県農林公社森林整備事業について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益社団法人埼玉県農林公社定款第51条第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については公益社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札（事後審査型）実施細則（以下「実施細則」という。）の規定によるものとする。

平成29年5月31日

公益社団法人埼玉県農林公社
理事長 松村 一郎

記

1 入札対象案件の概要	
(1) 事業名	社営林 獣害防除 事業 No. 6
(2) 事業箇所	秩父市上吉田字吹越地内外
(3) 事業実施期間	契約の確定の日から平成29年11月30日まで
(4) 設計金額	事後公表とする。
(5) 事業概要	事業内容 獣害防除 13.42ha 3,260m
(6) その他	
2 落札者の決定方法	(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により受け付ける。
4 設計図書等	平成29年5月31日（水）から 平成29年6月9日（金）まで (1) 公社森林局ホームページへの掲載 http://www.chichibu.ne.jp/~ssinrinp/ (2) 公社森林局での閲覧
5 設計図書等に関する質問	平成29年6月5日（月）から 平成29年6月7日（水）午後5時00分まで 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内に、質問書をFAXにより提出すること。
6 質問に対する回答	平成29年6月8日（木）から 質問に対する回答は、上に示す日に公社森林局ホームページ上で掲示する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、入札情報に掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。
7 入札書提出期限及び提出先	(1) 提出期限 平成29年6月12日（月）から 平成29年6月15日（木）午後5時00分まで (2) 提出先 〒368-0034 埼玉県秩父市日野田町1-1-44 公益社団法人埼玉県農林公社 ※一般書留、簡易書留に限る
8 開札日時及び場所	平成29年6月16日（金）午前10時30分から 埼玉県秩父農林振興センター 3階 小会議室
9 入札に参加できる者の形態	単体企業
10 入札に参加する者に必要な資格	

(1) 資格者名簿への登載	平成29・30年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（土木施設維持管理）（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。	
(2) 参加資格要件	<p>ア 3人以上の恒常的な雇用関係の技術作業員を有していること。 技術作業員とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、次の各号に掲げる教育を両方とも受けた者とする。 1号 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育 2号 チェンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育 （労働安全衛生規則第36条第8号及び8号の2の特別教育）</p> <p>イ 次の専門技術者と恒常的な雇用関係（※1）を有し、工事の現場代理人として常駐配置できること。 専門技術者とは、次の1号のいずれか又は2号に該当し、3号の研修を修了した者とする。 1号 技術士（森林部門）、林業技士、林業作業士、林業普及（改良）指導員 2号 森林整備の現場管理業務実務経験（3年以上） 3号 埼玉県林業労働力確保支援センターが開催する森林整備技術研修修了者</p>	
(3) 所在地	本店又は主たる営業所	埼玉県内に有していること。
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。	
(4) 配置予定の技術者	入札参加資格要件審査書類に、配置予定の専門技術者の氏名を記載すること。	
(5) 現場代理人	事業実施に当たっては、現場代理人を定めて事業現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知すること。	
(6) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りでない。 エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p>	
11 最低制限価格	設定する。	
	最低制限価格は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費等の合計額に10分の9を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）に100分の108を乗じた額とする。	
12 入札保証金	免除する。	
13 契約保証金	<p>次の（1）から（5）のいずれかに掲げる保証を付さなければならない</p> <p>（1）落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）。</p> <p>（2）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供。</p> <p>（3）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証</p> <p>（4）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>（5）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>（6）契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>	
14 支払条件		
(1) 前金払	する（その額は契約金額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。	
(2) 部分払	しない。	
15 現場説明会	開催しない。	
16 契約の時期	落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、落札者の決定から契約の締結までの間において、落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。	
17 入札に関する注意事項		

(1) 入札の執行	<p>入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。 ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。</p> <p>ア 再度入札のとき イ 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき</p>
(2) 入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 提出書類	<p>ア 入札者は、入札書及び事業費内訳書を提出すること。 イ 落札候補者は、入札参加資格要件審査書類を提出すること。 ウ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア いずれの入札価格も予定価格の108分の100を超えている場合、再度入札を行う。再度入札は1回限りとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p>
(5) 入札の辞退	<p>一度提出された入札書等の書換え、引換え及び撤回は認めない。</p>
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。</p>
(7) 紙くじ	<p>落札候補者とすべき同じ価格をもって入札した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に、当該入札者が開札に出席していないときには入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。</p>
(8) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札 イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札 ウ 電報及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札 エ 不備な事業費内訳書を提出した者がした入札 オ 談合その他不正行為があったと認められる入札 カ 虚偽の入札参加資格要件審査書類の確認申請書を提出した者がした入札 キ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 ク 次に掲げる入札をした者がした入札 <ol style="list-style-type: none"> (1) 中封筒表記の開札日・事業名・事業箇所が入札公告と一致しない入札書 (2) 中封筒表記に開札日・事業名・事業箇所・商号又は名称が記載されていない入札書 (3) 同一人が入札した2通以上の入札書 (4) 入札者の住所・商号又は名称・押印のない入札書 (5) 発注機関名の記載がない又は誤っている入札書 (6) 金額の記入がない入札書 (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書 (8) 事業名・事業箇所が入札公告と一致しない入札書 (9) 事業名・事業箇所が記載されていない入札書 (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書 (11) 予定価格を上回る入札価格を記載した入札書 (12) 事業費内訳書を提出しない者が入札した入札書 (13) 入札公告に示す、参加資格業種、又は営業所の所在地に関する要件を満たさない者が入札した入札書 <p>ケ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p> </p>
18 その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 公益社団法人埼玉県農林公社森林整備事業一般競争入札（事後審査型）心得を熟知の上、実施細則に基づき入札に参加すること。 (2) 提出された入札参加資格要件審査の確認申請書及び確認書類は返却しない。 (3) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、実施細則に基づき、申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 (4) 入札参加者は、(3)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (5) 落札者との契約は、埼玉県農林公社造林事業請負契約書に基づく契約となるので、契約書の内容を熟知して入札に参加すること。 (6) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。ただし、開札に立ち会う者は職員の指示に従う必要がある。
19 この公告に関する問い合わせ先	<p>埼玉県秩父市日野田町1-1-44 埼玉県秩父農林振興センター内3階 公益社団法人埼玉県農林公社 森林局 電話 0494-25-0291 ファクシミリ 0494-22-5839</p>